

## 令和7年度 第5回国立大学法人静岡大学長選考・監察会議議事要録

日 時 令和8年1月28日（水）16時07分～16時55分  
場 所 事務局4階学長応接室  
出席者 赤塚、大石、鈴木、牧田、大島、鎌塚、山本、福田の各委員  
欠席者 なし  
陪席者 飯田、河島の各監事、佐藤事務局長、興津総務部次長  
事務局 中尾総務課長、杉山総務課副課長

### I 前回議事要録の確認

令和7年度第4回（令和7年11月24日開催）議事要録（案）について、原案どおり承認した。

### II 審議事項

#### 1 学長の業績確認について

議長及び事務局から、資料1により、学長の業績確認の結果について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

また、業績確認の結果については、次回会議の開催日に議長から学長へ通知することを確認した。

#### 2 学長適任候補者及び推薦人等の活動について

議長及び事務局から、資料2により、「学長選考における教職員の活動に関する指針（案）」について、教育研究評議会評議員への意見照会の結果に関する説明があり、種々意見交換を行った。同指針（案）については、一部修正することとし、次回会議で審議することを確認した。

（委員等から出された主な意見）

- ・指針の例示を求める意見について、これまでの議論を踏まえ、個別の事案に応じて判断する必要があるため、例示は行わない。
- ・指針（案）1の「透明」という文言について、学長選考における教職員の活動は、いかなる形でも批判を招くことがないように残すことが望ましい。→「透明性高く」などの表現に変更する。
- ・指針（案）2(1)の修正を求める意見があるが、修正は行わないこととする。指針の適否を判断する主体は、学長選考・監察会議であり、学長選考において公平性をもって判断を行う。
- ・指針を説明する際は、罰則やペナルティを設けていないことに言及してもよいのではないか。
- ・指針（案）2(2)について、例えば、チラシ等に支援者の（部局長などの）職名を明示した場合は、その組織体が特定の候補者を指示しているような誤解を招くおそれがあることから、必要と考えている。
- ・学長選考の手続きにおいて、「静岡大学長候補者推薦調書」（以下、「推薦調

書」)には推薦人の職名の情報を含めているが、その情報を候補者等がチラシへ記載することは区別すべきであり、チラシへの記載は止めていただきたい。

- 推薦調書に記載する推薦人の情報は公表していないため、その点を明示した方がよい。
- 推薦人の記載に関することについては、推薦調書の記入要領に注意書きを加えることが考えられる。次回会議までに事務局で修正案を検討する。
- 指針(案)2(3)の内容が曖昧という意見があるが、個別の事案に応じて判断せざるを得ない。評議員の懸念については本会議として受け止め、慎重な運用を行っていく。
- 問い合わせがあった場合は、事務局が窓口になり、必要に応じて本会議で審議を行う。

以上